

平成18年7月から 国民年金保険料の 「多段階免除制度」が始まります

国民年金の保険料は1ヶ月13,860円（平成18年度）ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が全額免除又は保険料の一部を納付することで残りの保険料が免除となる制度があります。

保険料の免除制度

- ・「全額免除制度」 保険料の全額が免除
- ・「半額免除制度」 保険料の2分の1を納付（残り2分の1が免除）

の2種類でしたが、平成18年7月から

- ・「4分の1納付制度」 保険料の4分の1を納付（残り4分の3が免除）
 - ・「4分の3納付制度」 保険料の4分の3を納付（残り4分の1が免除）
- の2種類が新たに加わり、全額免除と3段階の一部納付制度になります。

一部納付する場合の月々の保険料額（平成18年度）

- ・ 4分の1納付 3,470円
- ・ 2分の1納付 6,930円
- ・ 4分の3納付 10,400円

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。また、一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

免除された保険料の追納について

免除された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内でしたら、納付することができます。この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の額が加算されます。

申請の手続き

年金手帳 印鑑をお持ちいただき、役場住民課へお越しください。なお申請される年度または前年度において失業したことにより免除の申請をされるかたは、失業したことを確認できる「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しもお持ちください。

国民年金

【問合先】
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

花火に記載してある注意書きをよく読みましょう
安全検査に合格した花火にはSFマークがついています。注意書きにあ

安全で人に迷惑をかける場所をえらびましょう
周囲に燃えやすいものがない事を確認し、周りに人がいないことを確認しましょう。周囲の家への騒音に対しても気を配りましょう。

防火は、子供から大人まで幅広く親しまれ愛されています。しかし扱い方や遊び方を間違えたり取り返しのつかない事故につながる事があります。そこで花火を安全に楽しむために、次のことを守りましょう。



消
防
署

楽しい花火・
マナーをもって

とおりには花火を楽しむ事が大切です。

子供だけではあそびせない
子供は、好奇心旺盛で予期せぬ危険な行動をとることがあります。必ず、大人が付き添うようにしましょう。

消火用のバケツを近くに用意しておきましょう
花火が終わったら、完全に火を消す習慣をつけましょう。ゴミを持ち帰る事も忘れないでください。

花火はルールを守って安全に楽しみましょう。



羽島郡広域連合
☎388-1195